

参考資料

浦安市公文書管理規則（平成13年規則第54号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（公文書の保存等）</p> <p>第12条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 文書管理責任者は、次の各号に掲げる公文書については、保存期間を経過したときであっても、当該各号に掲げる期間が経過するまでの間保存期間を延長するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく開示、訂正又は利用停止の請求があったもの <u>同法第78条第1項第4号</u>に規定する開示決定等の決定の日、<u>同法第94条第1項</u>に規定する訂正決定等の決定の日又は<u>同法第102条第1項</u>に規定する利用停止決定等の決定の日の翌日から起算して1年間</p> <p>5 省略</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>（公文書の保存等）</p> <p>第12条 同左</p> <p>2・3 同左</p> <p>4 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) <u>浦安市個人情報保護条例（平成15年条例第32号）</u>に基づく開示、訂正又は利用停止の請求があったもの <u>浦安市個人情報保護条例第18条第1項</u>に規定する開示決定等の決定の日、<u>第29条第1項</u>に規定する訂正決定等の決定の日又は<u>第37条第1項</u>に規定する利用停止決定等の決定の日の翌日から起算して1年間</p> <p>5 同左</p>